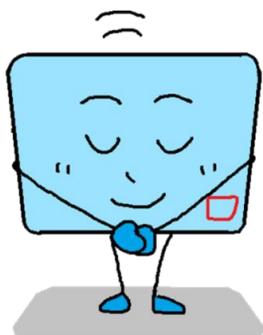


# 加入者の皆さまへ



## 退職時には 勤務先へ必ず 保険証を返却願います！

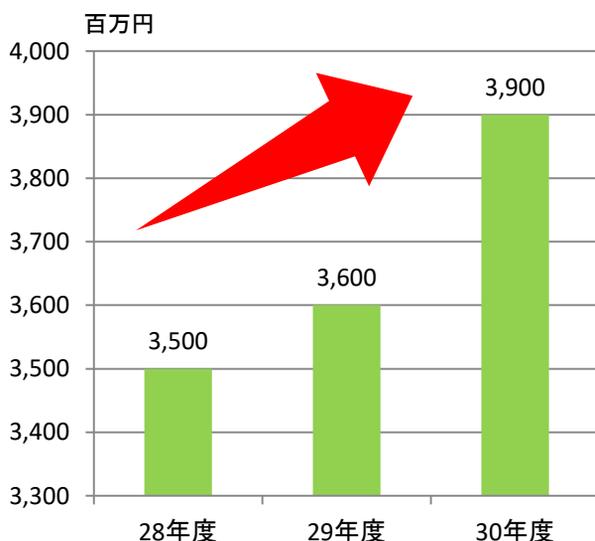
\* 保険証を使えるのは退職日までです。

平成30年度に全国で発生した資格喪失後(扶養解除後を含む)に医療機関等を受診したことによる返納金発生件数はおよそ**15.6万件**、金額にしておよそ**39億円**にも上ります。

資格喪失後受診による返納金発生件数



資格喪失後受診による返納金発生金額



返納金が発生した場合、債務者へ催告を行い、それでもなお納付に至らない場合は、裁判所へ支払督促や強制執行の申立等の法的手続を行い、保険者として健康保険財政の健全な運営に取り組んでいます。

※健康保険法第29条(被保険者の資格喪失の申出書)抜粋

第1項 法第48条の規定による被保険者の資格の喪失に関する届出は、当該事実があった日から5日以内に、様式第8号による健康保険被保険者資格喪失届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。

※健康保険法施行規則第51条(被保険者証の返納)抜粋

第1項 事業主は、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならない。

第4項 被保険者は、その資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、5日以内に、被保険者証を事業主に提出しなければならない。